

防衛庁訓令第24号

防衛庁組織令（昭和29年政令第178号）第227条の規定に基づき、統合幕僚監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

防衛庁長官 額賀 福志郎

統合幕僚監部の内部組織に関する訓令

改正 平成19年3月27日省訓第10号

平成20年3月25日省訓第12号

平成21年7月29日省訓第48号

平成22年3月25日省訓第8号

平成23年3月28日省訓第8号

平成24年3月23日省訓第10号

平成24年7月27日省訓第28号

平成25年5月16日省訓第37号

平成26年3月24日省訓第10号

平成28年3月29日省訓第18号

平成29年3月24日省訓第9号

平成30年3月26日省訓第15号

平成30年3月30日省訓第26号

平成31年3月29日省訓第18号

令和2年3月25日省訓第14号

令和3年3月16日省訓第9号

令和3年3月31日省訓第18号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、統合幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）の内部組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(幹部自衛官の定数)

第2条 幕僚監部に置かれる幹部自衛官たる陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の数は、原則として同数とする。

## 第 2 章 総務部

( 総務課 )

第 3 条 総務課に、次の 2 班及び 3 室を置く。

総務班

渉外班

庶務室

連絡調整業務室

会計室

( 総務班 )

第 4 条 総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 統合幕僚長（以下「幕僚長」という。）及び統合幕僚副長（以下「幕僚副長」という。）の官印並びに幕僚監部印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 各部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の事務の連絡調整に関すること。

- (5) 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
- (6) 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 報告統制に関すること。
- (9) 監察に関すること。
- (10) 会計の監査に関すること。
- (11) 秘密の保全に関すること。
- (12) 情報の公開に関すること。
- (13) 保有個人情報保護に関すること。
- (14) 幕僚監部史の編さんに関すること。
- (15) 当直勤務に関すること。
- (16) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

( 渉外班 )

第 5 条 渉外班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 渉外に関すること（連絡調整業務室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 渡航事務に関すること。

（庶務室）

第 6 条 庶務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幕僚長、幕僚副長及び総括官の庶務の整理その他特命事項に関すること。
- (2) 幕僚副長の行う幕僚監部の部務の整理の補助に関すること。
- (3) 幕僚長、幕僚副長及び総括官に対する文書の進達に関すること。

（連絡調整業務室）

第 7 条 連絡調整業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動に関する渉外に関すること。
- (2) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関する渉外に関する

ること。

(会計室)

第8条 会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。

(人事教育課)

第9条 人事教育課に、次の2班及び2室を置く。

人材育成班

補任班

計画室

制度室

(人材育成班)

第10条 人材育成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること（制度室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第

3 課の所掌に属するものを除く。) に関すること ( 制度室の所掌に属するものを除く。 ) 。

(3) 統合幕僚学校に関すること。

(4) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

( 補任班 )

第 1 1 条 補任班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること ( 計画室及び制度室の所掌に属するものを除く。 ) 。

(2) 職員の表彰に関すること。

( 計画室 )

第 1 1 条の 2 計画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること ( 制度室の所掌に属するものを除く。 ) 。

(2) 前号に掲げるもののほか、職員の人事の計画に関すること ( 制度室の所掌に属するものを除

く。 ) 。

- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
- (5) 職員の災害補償に関すること。
- (6) 職員の福利厚生に関すること。

(制度室)

第 1 1 条の 3 制度室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事及び教育に関する制度の調査、研究及び改善に関すること。
- (2) 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

### 第 3 章 運用部

(運用第 1 課)

第 1 2 条 運用第 1 課に、事態対処調整官 1 人を置く。

2 事態対処調整官は、運用第 1 課長の命を受け、運用第 1 課の所掌事務を整理する。

第 1 3 条 運用第 1 課に、次の 2 班及び 2 室を置く。

総括班

防衛警備班

日米共同室

特殊作戦室

(総括班)

第14条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動の計画の総合調整に関すること。
- (2) 国民の保護のための措置に係る行動に関すること。
- (3) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(防衛警備班)

第15条 防衛警備班は、次に掲げる事務（第1号から第3号までに規定する事務にあつては、総括班、日米共同室及び特殊作戦室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第8号に規定する対処措置又は同法第22条第3項に規定する緊急対処措置に係る行動に関すること。

- (2) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第2条第1項に規定する対応措置に係る行動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、命令による治安出動、治安出動待機命令、治安出動下令前に行う情報収集、要請による治安出動、自衛隊の施設等の警護出動、海上における警備行動、弾道ミサイル等に対する破壊措置及び領空侵犯に対する措置に係る行動に関すること。
- (4) 前3号の行動の計画に必要な編成、装備及び配置の計画に関すること。
- (5) 第1号から第3号までの行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画に関する総合調整に関すること。

（日米共同室）

第 1 6 条 日米共同室は、アメリカ合衆国の軍隊との共同対処行動に関する事務をつかさどる。

(特殊作戦室)

第 1 7 条 特殊作戦室は、特殊作戦に関する事務をつかさどる。

(運用第 2 課)

第 1 8 条 運用第 2 課に、災害対策調整官 1 人及び国際地域調整官 1 人を置く。

2 災害対策調整官は、運用第 2 課長の命を受け、運用第 2 課の所掌事務のうち、災害派遣班に係るもの及び運用室運営班に係るもの（海賊対処行動、在外邦人等の保護措置、在外邦人等の輸送、国際平和共同対処事態における対応措置、国際平和協力活動、南極地域観測に対する協力及び国賓等の輸送に係るものを除く。）を整理する。

3 国際地域調整官は、運用第 2 課長の命を受け、運用第 2 課の所掌事務のうち、運用室運営班に係るもの（海賊対処行動、在外邦人等の保護措置、在外邦人等の

輸送、国際平和共同対処事態における対応措置、国際平和協力活動、南極地域観測に対する協力及び国賓等の輸送に係るものに限る。)及び国際協力室に係るものを整理する。

第19条 運用第2課に、次の2班及び国際協力室を置く。

災害派遣班

運用室運営班

(災害派遣班)

第20条 災害派遣班は、次に掲げる事務(第1号及び第2号にあっては、運用室運営班の所掌に係るものを除く。)をつかさどる。

- (1) 災害派遣、地震防災派遣及び原子力災害派遣に係る行動に関すること。
- (2) 機雷その他の爆発性の危険物及び不発弾その他の火薬類の除去及び処理に関すること。
- (3) 第1号の行動の計画並びに前号の除去及び処理に関する計画に関し必要な編成、装備及び配置の計画

に関すること。

- (4) 第1号の行動の計画並びに第2号の除去及び処理に関する計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の総合調整に関すること。

- (5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(運用室運営班)

第21条 運用室運営班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部隊の運用状況の把握に関すること。
- (2) 前号の事務に関する関係部局及び機関との連絡調整に関すること。

(国際協力室)

第22条 国際協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動に関すること（運用第1課、災害派遣班及び運用室運営班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号の行動の計画に関し必要な編成、装備及び配

置の計画に関すること。

- (3) 第1号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員  
の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の総合調整に関すること。

(運用第3課)

第23条 運用第3課に、次の2班を置く。

訓練班

訓練評価・支援班

(訓練班)

第24条 訓練班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動の計画に関し必要な部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（訓練評価・支援班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

( 訓練評価・支援班 )

第 2 4 条 の 2 訓練評価・支援班は、前条第 2 号の部隊の訓練、その検閲及び演習の評価及び支援に関する事務をつかさどる。

#### 第 4 章 防衛計画部

( 防衛課 )

第 2 5 条 防衛課に、防衛調整官 1 人を置く。

2 防衛調整官は、防衛課長の命を受け、防衛課の所掌事務を整理する。

第 2 6 条 防衛課に、次の 2 班を置く。

防衛班

防衛交流班

( 防衛班 )

第 2 7 条 防衛班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（人事教育課、防衛交流班、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(2) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(防衛交流班)

第28条 防衛交流班は、防衛の分野における国際的な協力及び交流並びに軍備管理に関する事務をつかさどる。

(計画課)

第29条 計画課に、次の2班及び2室を置く。

統合装備体系班

業務計画班

統合防衛戦略室

分析室

(統合装備体系班)

第30条 統合装備体系班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（中長期的な防衛力の整備に係るものに限る。）に必要な装備体系の研究に関すること（指揮通信システム企画課の所掌に属す

るものを除く。 ) 。

(2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(業務計画班)

第31条 業務計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

(2) 幕僚監部の組織及び定員に関すること。

(統合防衛戦略室)

第31条の2 統合防衛戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第30条第1号の計画の総合調整に関すること。

(2) 第30条第1号の計画に関すること（統合装備体系班、分析室、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。 ) 。

(分析室)

第32条 分析室は、第30条第1号の計画に必要な数理的分析評価に関する事務をつかさどる。

第5章 指揮通信システム部

(指揮通信システム企画課)

第 3 3 条 指揮通信システム企画課に、次の 4 班及び 2 室を置く。

指揮通信システム企画班

統合通信システム研究班

電磁波領域企画班

宇宙領域企画班

指揮通信システム開発室

サイバー企画室

(指揮通信システム企画班)

第 3 4 条 指揮通信システム企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るものに限る。次条、第 3 5 条の 2 第 1 号、第 3 5 条の 3 第 1 号、第 3 6 条及び第 3 7 条第 1 号において単に「計画」という。）に関すること（統合通信システム研究班、電磁波領域企画班、宇宙領域企画班、指揮通信システム開発室及びサイバー企画室の所掌に属

するものを除く。 ) 。

(2) 自衛隊指揮通信システム隊の管理に関する連絡に関すること。

(3) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

( 統合通信システム研究班 )

第 3 5 条 統合通信システム研究班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画 ( 部隊の編成及び装備に係るものに限る。 )

に関すること ( 電磁波領域企画班、宇宙領域企画班及びサイバー企画室の所掌に属するものを除く。 ) 。

(2) 計画に必要な装備体系の研究に関すること ( 電磁波領域企画班、宇宙領域企画班及びサイバー企画室の所掌に属するものを除く。 ) 。

( 電磁波領域企画班 )

第 3 5 条の 2 電磁波領域企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画 ( 電磁波に関する領域に係るものに限る。 )

に関すること。

(2) 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること。

(宇宙領域企画班)

第35条の3 宇宙領域企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画（宇宙に関する領域に係るもの及び衛星通信に係るものに限る。）に関すること。

(2) 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること。

(指揮通信システム開発室)

第36条 指揮通信システム開発室は、計画に関し必要な装備品等の開発に関する事務（サイバー企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(サイバー企画室)

第37条 サイバー企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画（サイバーに関する領域に係るものに限る。）に関すること。

(2) 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること。

(指揮通信システム運用課)

第 3 8 条 指揮通信システム運用課に、次の 3 班を置く。

指揮通信システム運用班

通信基盤維持管理班

指揮通信システム保全班

(指揮通信システム運用班)

第 3 9 条 指揮通信システム運用班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること（通信基盤維持管理班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

(3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(通信基盤維持管理班)

第 3 9 条の 2 通信基盤維持管理班は、行動の計画に関し必要な通信の計画及び監理に関する通信基盤の

維持及び管理に関する事務をつかさどる。

(指揮通信システム保全班)

第40条 指揮通信システム保全班は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関する事務をつかさどる。

## 第5章の2 参事官

(首席参事官)

第40条の2 参事官のうち統合幕僚監部総括官及び参事官の職務等に関する訓令(平成27年防衛省訓令第33号。次項において「訓令」という。)第2条第2項に規定する首席参事官(以下単に「首席参事官」という。)の下に、運用調整官1人、計画調整官1人及び企画官1人を置く。

2 運用調整官は、事務官をもって充てることとし、首席参事官の命を受け、訓令第2条第1項及び第3項に規定する職務(以下「参事官の職務」という。)に関する事務を整理する。

3 計画調整官は、自衛官をもって充てることとし、首

席参事官の命を受け、参事官の職務に関する事務を整理する。

- 4 企画官は、事務官をもって充てることとし、首席参事官の命を受け、参事官の職務に関する事務のうち重要な事項についての企画及び立案に参画する。

第40条の3 首席参事官の下に、次の4班を置く。

総括班

国内運用班

国外運用班

定時報告管理班

(総括班)

第40条の4 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 参事官の職務のうち主として部隊運用の全般に関する事務に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行うこと。
- (2) 参事官の職務に関する総合調整に関すること。
- (3) 参事官の職務の総括及び庶務に関すること。

(国内運用班)

第40条の5 国内運用班は、参事官の職務のうち主として国内における部隊運用に関する事務（定時報告管理班及び災害派遣・国民保護班の所掌に属するものを除く。）に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（国外運用班）

第40条の6 国外運用班は、参事官の職務のうち主として国外における部隊運用に関する事務（定時報告管理班及び災害派遣・国民保護班の所掌に属するものを除く。）に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（定時報告管理班）

第40条の7 定時報告管理班は、行動命令に基づき活動する自衛隊の部隊等が作成した上級部隊（司令部を含む。）への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の指揮官の判断に資するものの一元的な管理に関する事務をつかさどる。

（首席参事官以外の参事官）

第 40 条の 8 首席参事官以外の参事官の下に、企画官 1 人を置く。

2 企画官は、事務官をもって充てることとし、首席参事官以外の参事官の命を受け、参事官の職務に関する事務のうち重要な事項についての企画及び立案に参画する。

第 40 条の 9 首席参事官以外の参事官の下に、災害派遣・国民保護班を置く。

( 災害派遣・国民保護班 )

第 40 条の 10 災害派遣・国民保護班は、参事官の職務のうち主として災害派遣及び国民保護の際の部隊運用に関する事務（定時報告管理班の所掌に属するものを除く。）に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

## 第 6 章 総括副報道官及び副報道官

( 総括副報道官及び副報道官 )

第 41 条 報道官の事務を行うため、総括副報道官 1 人及び別に定める数の副報道官を置く。

2 総括副報道官は、報道官の命を受け、副報道官の事務を調整及び整理するとともに、報道官を助け、報道官に事故があるとき、又は報道官が欠けたときは、その職務を行う。

3 副報道官は、報道官の命を受け、報道関係者に対する広報に関する事務をつかさどる。

## 第7章 法務官及び法務班

(法務官及び法務班)

第42条 首席法務官の事務を行うため、法務官3人及び法務班を置く。

2 法務官は、首席法務官の命を受け、別表の左欄に掲げる担当の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる事務のうち重要な事項に係るものをつかさどる。

3 法務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。

(2) 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。

(3) 法令の調査及び研究に関すること（法務官の所掌

に属するものを除く。 ) 。

## 第 8 章 後方補給官及び後方補給室

( 後方補給官及び後方補給室 )

第 4 3 条 首席後方補給官の事務を行うため、後方補給官 3 人及び後方補給室を置く。

2 後方補給官は、それぞれ次に掲げる事務のうち重要な事項に係るものをつかさどる。

(1) 調達、補給、整備及び施設に関すること。

(2) 保健衛生に関すること。

(3) 輸送に関すること。

3 後方補給室は、次に掲げる事務（後方補給官の所掌に属するものを除く。 ) をつかさどる。

(1) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設に係るものに限る。 ) に関すること。

(2) 行動に関し必要な調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設の計画に関すること。

## 第 9 章 雑 則

(カウンターインテリジェンス室)

第 4 4 条 次の各号に掲げる事務を行うため、幕僚長の定める部若しくは課又は参事官、報道官、首席法務官若しくは首席後方補給官の下に、カウンターインテリジェンス室を置く。

- (1) 自衛隊情報保全隊の運営の基本方針に関すること。
- (2) カウンターインテリジェンスに資する情報に係る自衛隊情報保全隊の隊務に関すること。

(室長及び班長)

第 4 5 条 室に室長を、班に班長を置く。

2 部の室長は部長の命を受け、課の室長又は班長は課長の命を受け、参事官の下の班長は参事官の、報道官の下の室長は報道官の、首席法務官の下の室長又は法務班長は首席法務官の、後方補給室長又は首席後方補給官の下の室長は首席後方補給官の命を受け、室務又は班務を掌理する。

(委任事項)

第46条 この訓令に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織の細部に関し必要な事項は、幕僚長が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

2 統合幕僚会議事務局の内部組織に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第43号）は、廃止する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日省訓第8号）

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年3月23日省訓第10号）

この訓令は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成24年7月27日省訓第28号）

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第37号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日省訓第18号）（抄）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成29年3月24日省訓第9号）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）（抄）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日省訓第14号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年3月16日省訓第9号）

この訓令は、令和3年3月18日から施行する。

附 則（令和3年3月31日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第42条関係）

| 担 当     | 所 掌 事 務                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際法     | <p>法令の調査及び研究に関する事務のうち、行動に関し必要な国際の法規及び慣例その他首席法務官の命じた事項に関すること。</p>                              |
| 国内法     | <p>法令の調査及び研究に関する事務に関すること（他の法務官の所掌に属するものを除く。）。</p>                                             |
| 民生・国際協力 | <p>法令の調査及び研究に関する事務のうち、国民保護等派遣、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、国際緊急援助活動及び国際平和協力業務その他首席法務官の命じた事項に関すること。</p> |